

事業者の皆様

神奈川県及び県内全ての市町村では、

※ 個人住民税の特別徴収の完全実施をめざします！

※ 特別徴収とは、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、納入していただく制度です。

「神奈川県統一基準」を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。

普通徴収を希望する場合は、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」等の提出が必要となります。（普通徴収切替理由書について、詳しくは裏面をご覧ください。）

神奈川県統一基準

(1) 当面普通徴収を認める従業員の基準

- ①【普 B】他の事業所で、特別徴収を行っている方（例：乙欄適用者）
- ②【普 C】給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（年間の給与支給額が100万円以下）
- ③【普 D】給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- ④【普 E】個人事業者の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- ⑤【普 F】退職又は退職予定の方（5月末日まで）

(2) 当面特別徴収しないことを認める事業者の基準

- ①【普 A】特別徴収すべき従業員の方が2名以下
- ②電算システム改修等のため、直ちに特別徴収を実施することが困難
⇒該当する場合は、別途「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要です。様式はホームページからダウンロードできます。

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・千葉市・さいたま市）でも連携して特別徴収を推進しています。

＜お問合せ先＞

横浜市特別徴収センター

【詳しくはホームページをご覧ください。】

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

受付時間 8時45分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

電話 045(671)4471

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/tokuchou/suishin.html>

横浜市 特別徴収推進

検索

